

広域避難所（指定避難所）
運営マニュアル作成のガイドライン

令和3年4月（改訂）

小田原市

はじめに

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、私たちに多くの教訓を残しました。その一つが「避難所」のあり様でした。想像もできなかった長期間にわたる避難所での生活は、大変大きな課題を次々に提起しました。

その後、平成9年に県が「避難所マニュアル策定指針」を作成し、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、本市では、「広域避難所運営マニュアル作成ガイドライン」を定めるとともに、災害対策基本法の改正により、避難所における生活環境の整備等が規定されたことを受け、各地域の広域避難所運営委員会において個別に運営マニュアルを策定してきました。

また、国においては、平成25年に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、平成28年に改訂、併せて「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を公表しました。

こうした中、令和2年には、世界各地で猛威を振るい、大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における感染対策に万全を期すため、令和2年6月に県が、「避難所マニュアル策定指針」を改訂しました。そこで、本市でも、国、県の指針等を反映し、大規模地震発生時において活用することを想定して「広域避難所運営マニュアル作成のガイドライン」を修正することとしました。

各地域の広域避難所運営委員会におかれましては、今回の改定の趣旨をご理解いただき、このガイドラインを参考に、それぞれの地域の実情に沿った避難所運営体制の構築にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「広域避難所」は「指定避難所」と文言が改められていますが、本市では、「広域避難所」として地域に根付いているため、本ガイドラインでは、そのまま「広域避難所」と表記していることを申し添えます。

目 次

1 広域避難所の開設	1ページ
1 応急的な広域避難所の開設	
2 建物の安全確認	
3 避難者の安全確保	
4 ライフライン等の確認	
5 避難スペースの指定	
6 避難スペースの整理、清掃	
7 広域避難所の表示	
2 広域避難所への入所	2ページ
1 対象者	
2 受付の設置	
3 要配慮者や負傷者への対応	
4 開設状況の報告(広域避難所配置の市職員)	
5 避難者の受入れ	
6 避難者の誘導	
3 感染症対策の徹底	4ページ
4 ペット対策	4ページ
5 広域避難所運営委員会	5ページ
1 広域避難所運営組織図	
2 広域避難所運営組織(各班)の役割	
3 広域避難所レイアウト例	
6 広域避難所運営委員会の活動(発災直後～3日目)	8ページ
1 開催目的	
2 総括的な課題	
3 開催頻度	
4 参加者	
5 市災害対策本部への定時報告	
7 広域避難所運営委員会の活動(4日目～14日目)	8ページ
8 広域避難所運営委員会の活動(15日目～[中・長期への対応])	9ページ

様式1 避難者カード 10 ページ

様式2 受付名簿 11 ページ

様式3 広域避難所の施設利用上のルール(案) 12 ページ
[参考]ルールの掲示例(イメージ)

様式4 広域避難所状況報告書(開設時) 14 ページ

様式4-2 避難所状況報告書(第 報) 15 ページ

様式5 物資・食料依頼票 16 ページ

様式6 物資管理簿 17 ページ

様式7 受付時 健康状態チェックリスト 18 ページ

参考資料

・避難所等安全確認チェックシート 19 ページ

1 広域避難所の開設

1 応急的な広域避難所の開設

大規模な災害発生時には、市災害対策本部長の決定に基づき、市の被災者支援チームが、施設の安全を確認の上、教職員、自治会関係者等と協力して広域避難所を開設します。

津波災害警戒区域内の学校は、強い揺れを感じたときまたは、弱い揺れでも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、基準水位より高い付近の高台、校舎の階層など、安全な場所に一時避難し、津波の危険が回避された後、広域避難所を開設します。

<体育館、昇降口等の鍵の所有者リスト>

区分	氏名	住所	電話番号	保有する鍵
(例)〇〇自治会長	〇〇 〇〇	小田原市〇〇番地	〇〇-〇〇〇〇	屋内運動場
(例)配備職員	△△ △△	小田原市 300 番地	△△-〇〇〇〇	正面玄関・職員室

2 建物の安全確認

広域避難所となる建物の利用の際には、**応急危険度判定士有資格者による安全確認を行うことが基本**ですが、大災害の発生直後は全ての広域避難所に対して直ちに安全確認をすることが困難であることから、**※「避難所等安全確認チェックシート」(P19 参照)を活用し、ヘルメットを着用した上、目視により臨時的に施設の安全を確認**します。

その際には、**2人以上で実施し、少しでも安全性に不安があるときは、市災害対策本部に連絡して確認**を受けます。

※「**避難所等安全確認チェックシート**」は、構造別(「鉄骨造」と「鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造」)で、「屋内運動場用」と「校舎用」で分かれています。

3 避難者の安全確保

開設準備中は建物外での待機を呼びかけますが、雨天時や厳寒期には、改めて場所割りすることを前提に、施設内に誘導します。

4 ライフライン等の確認

広域避難所内で、①電気、②水道、③電話、④トイレ、⑤FAX、⑥インターネット、⑦放送設備が使用できるか確認します。この場合に断水、停電、管の破損等、トイレが使用できないときは、水洗トイレは使用せず、携帯トイレ等を使用するよう

徹底します。また、防災倉庫、備蓄庫内の物品等についても確認し、至急必要な物を運び出すとともに、不足する物品については、市災害対策本部に連絡します。

5 避難スペースの指定

あらかじめ施設管理者と調整し、後日の授業再開に備え、屋内運動場・空き教室・特別教室・普通教室の順に指定します。また、広域避難所用に供する施設の部分を明示して提供し、立入禁止スペースについては貼紙やロープ等で表示します。

6 避難スペースの整理、清掃

避難者の入場に備えて、利用する場所の破損物や備品等を片付けるとともに、最低限の清掃を行います。

7 広域避難所の表示

建物の門や玄関付近に、広域避難所の看板を掲出します。

2 広域避難所への入所

1 対象者

- (1) 住宅が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
- (4) 地域外から来て、帰宅することが困難である者
- (5) その他、災害により生活の自立が困難な者

2 受付の設置

- (1) 受付場所を指定します。
- (2) 備品(長机、椅子、筆記用具等)を準備します。
- (3) 「**避難者カード(様式1)**」と「**受付名簿(様式2)**」を準備します。
- (4) 受付付近に、「**広域避難所の施設利用上のルール(様式3)**」を表示します。

3 要配慮者や負傷者への対応

要配慮者(配慮や支援が必要な高齢者、障がいのある方、外国人、妊産婦、

乳幼児など)や負傷者を早期に把握して、市災害対策本部と連携しつつ、適切に対処します。

※ 要配慮者において、性別で受ける影響やニーズが異なるため、留意して対応します。

4 開設状況の報告 (広域避難所配置の市職員)

広域避難所を開設したら、MCA 無線機、FAX 及び電話等を活用し、速やかに市災害対策本部に対して「**広域避難所状況報告書 (開設時) (様式 4)**」及び「**物資・食料依頼票 (様式 5)**」から次の事項を報告します。

- (1) 広域避難所名及び発信者名
- (2) 開設日時
- (3) 収容人員及び世帯数
- (4) 必要物品等(飲料水、食料、衣類、毛布等)
- (5) 流言飛語(口づてに伝わる根拠のない噂や情報)の状況

5 避難者の受入れ

受付において世帯単位で「**受付名簿 (様式 2)**」に記入してもらいます。一度に多人数の避難者が集中したときは、「**避難者カード (様式 1)**」の記載を事後とする対応をしますが、できるだけ早い段階で記入してもらおうようにします。

6 避難者の誘導

- (1) 広域避難所の施設内への誘導については、市職員、自主防災組織及び教職員等関係者が行います。
- (2) 避難順序は、施設管理者と事前に協議した順とし、安全を確認しながら避難誘導を行います。
- (3) 要配慮者及び傷病者については、設備が整っている場所に世帯単位で避難してもらうように努めます。
- (4) **避難行動要支援者**(災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとる際に、支援を必要とする方)を配慮して避難させます。
- (5) 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努めます。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努めます。
- (6) 大規模な災害発生の場合、通常想定される上記(1)～(5)の項目が実施できない場合が起こり得るので、住民が自発的に避難所へ避難するなど定められた行動がとれるように、平常時からの施設管理者との協議や訓練を実施します。

3 感染症対策の徹底

避難所は密閉・過密環境となりえることから、新型コロナウイルス感染症のほか、様々な感染症の蔓延が懸念されます。特に感染症流行期にあつては感染対策を徹底する必要があります。

- (1) 入所受付において、避難者カードの記入と併せて、検温の上、「**受付時 健康状態チェックシート（様式7）**」の内容を申告することにより、熱、咳、肌の発疹・ただれ、開放創、嘔吐、下痢などの症状を把握し、健康状態を確認し、症状に応じて、適切な予防策を行います。

その際に、受付対応者は**マスク、フェイスシールド、手袋**を着用します。

また、入所後も定期的に健康状態を確認するとともに、避難生活中に症状が現れた場合は、申告するよう周知します。

- (2) 避難者や避難所従事者は、頻繁に手洗いをするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底します。

- (3) 手すりやドアノブ等の環境表面は定期的に、および目に見える汚れがあるときには清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

- (4) 避難所内については、2方向の窓等を定期的に開放することにより、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるように留意します。

- (5) 一般の避難者同士の距離は、できるだけ2m以上（最低1m）開けることが望ましいです。また、間仕切り用パーティションなどで飛沫感染防止に努めます。

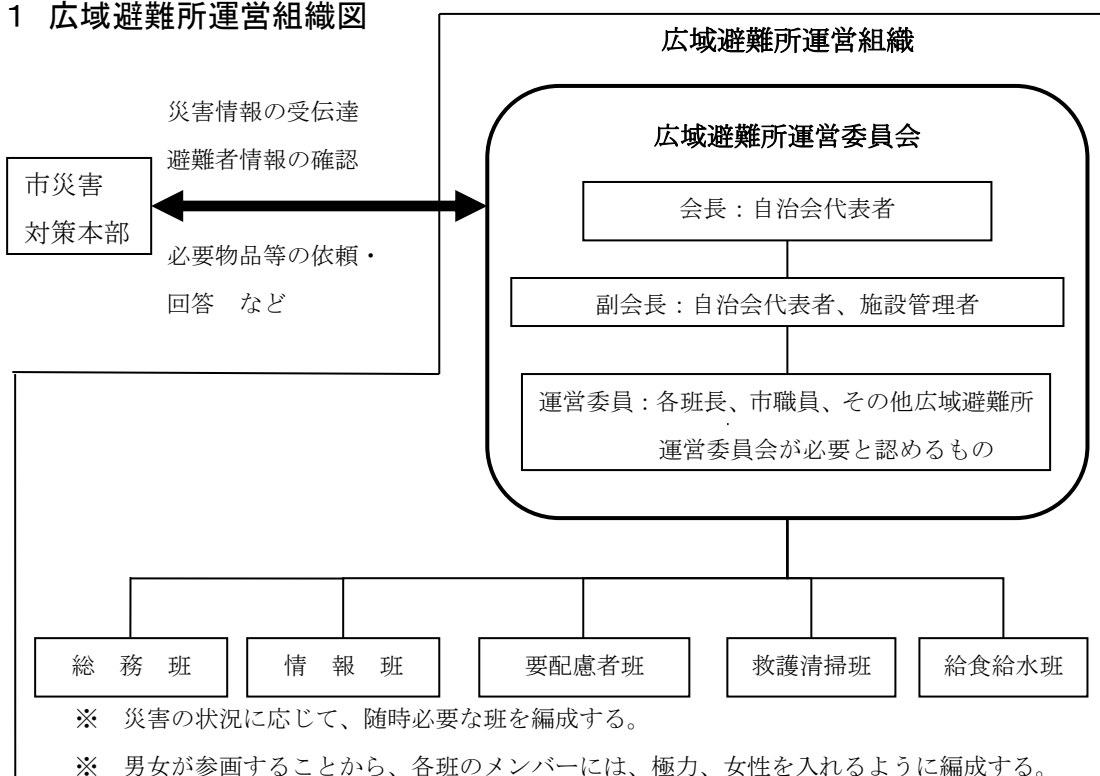
- (6) 手洗い場を確保し、感染症対策として手洗い環境の整備を図ります。

4 ペット対策

大規模地震発生時などの長期的避難の場合、ペットの収容場所は原則屋外となりますが、この場合、日照・風雨が避けられるよう木陰やテントが設置できる場所にします。また、飼養場所や飼養管理ルール等は、市が作成した「**避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン**」に基づき事前にルールを決めておきます。

5 広域避難所運営委員会

1 広域避難所運営組織図



2 広域避難所運営組織(各班)の役割

組織	役割
会長 副会長	避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整を行います。 施設管理者及び市災害対策本部との調整・統括を行います。 避難所の管理・運営の申し合わせを調整します。
総務班	運営委員会の事務局として、運営会議の開催に関する事務を行います。 要配慮者や女性に配慮した避難所のレイアウトを設定、変更や避難所における生活ルールを作成します。
情報班 (兼警備)	避難者を避難者カード等により把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。 把握した避難者情報を整理し、避難所に不審者等が入り込まないよう警備を行います。 罹災証明書交付申請書、仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめを行います。

組 織	役 割								
要配慮者班	<p>避難所に避難した要配慮者を把握します。</p> <p>要配慮者については、原則として家族が介護を行うこととなりますが、困難な場合は民間ボランティア等の協力により避難所生活を支援します。(性別による、配慮やニーズがあることを把握します。)</p> <p>避難所生活を困難とする状況を把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。</p>								
救護清掃班	<p>避難所内の衛生管理の指導及び清掃を行います。</p> <p>ごみの処理、集積場の設置等、ごみに関することを取り扱います。</p> <p>仮設救護所もしくは医療機関等に負傷者を搬送します。</p> <p>医師及び仮設救護所配置の市職員に協力して仮設救護所開設準備を行います。</p>								
給食給水班 (兼物品配分)	<p>市災害対策本部からの食料及び飲料水が不足する場合や遅延する場合等においては、民間ボランティアの協力により必要に応じて炊き出し及び応急給水口取り扱いやろ水機等を利用した給水活動を行うほか、給水車による給水の際の秩序に必要な活動を行います。</p> <p>広域避難所へ配送された食料及び物品等については、「物資管理簿(様式6)」により管理し、搬入、仕分け、保管及び配分を行います。</p>								
民間ボランティア	<p>民間ボランティアは、各広域避難所運営委員会の指示の下、避難所運営にあたるが、活動分野別に次のようなグループが考えられます。</p> <table border="1" data-bbox="264 1196 1361 1915"> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 1196 488 1346">要配慮者支援グループ</td> <td data-bbox="488 1196 1361 1346"> <p>要配慮者については、原則として家族が介護を行います。が、広域避難所運営組織の要配慮者班に協力して、要配慮者等の状態に応じて避難所生活を支援します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1346 488 1536">救援清掃支援グループ</td> <td data-bbox="488 1346 1361 1536"> <p>広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して、仮設救護所若しくは医療機関等に負傷者を搬送します。</p> <p>医師の指示に基づき広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して必要な搬送を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1536 488 1632">給食給水支援グループ</td> <td data-bbox="488 1536 1361 1632"> <p>広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、炊き出し、給水を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1632 488 1915">物品搬入、仕分け支援グループ</td> <td data-bbox="488 1632 1361 1915"> <p>広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、市災害対策本部から配送される食料及び物品の数量の点検、配分する数量の仕分けを行います。</p> <p>救援物資として救援物資ターミナル及び外部から直接避難所に配送される物品の搬入、類似品ごとの仕分け及び保管場所への保管を行います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	要配慮者支援グループ	<p>要配慮者については、原則として家族が介護を行います。が、広域避難所運営組織の要配慮者班に協力して、要配慮者等の状態に応じて避難所生活を支援します。</p>	救援清掃支援グループ	<p>広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して、仮設救護所若しくは医療機関等に負傷者を搬送します。</p> <p>医師の指示に基づき広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して必要な搬送を行います。</p>	給食給水支援グループ	<p>広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、炊き出し、給水を行います。</p>	物品搬入、仕分け支援グループ	<p>広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、市災害対策本部から配送される食料及び物品の数量の点検、配分する数量の仕分けを行います。</p> <p>救援物資として救援物資ターミナル及び外部から直接避難所に配送される物品の搬入、類似品ごとの仕分け及び保管場所への保管を行います。</p>
要配慮者支援グループ	<p>要配慮者については、原則として家族が介護を行います。が、広域避難所運営組織の要配慮者班に協力して、要配慮者等の状態に応じて避難所生活を支援します。</p>								
救援清掃支援グループ	<p>広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して、仮設救護所若しくは医療機関等に負傷者を搬送します。</p> <p>医師の指示に基づき広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して必要な搬送を行います。</p>								
給食給水支援グループ	<p>広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、炊き出し、給水を行います。</p>								
物品搬入、仕分け支援グループ	<p>広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、市災害対策本部から配送される食料及び物品の数量の点検、配分する数量の仕分けを行います。</p> <p>救援物資として救援物資ターミナル及び外部から直接避難所に配送される物品の搬入、類似品ごとの仕分け及び保管場所への保管を行います。</p>								

3 広域避難所レイアウト例



6 広域避難所運営委員会の活動（発災直後～3日目）

広域避難所運営委員会会議の開催

1 開催目的

市災害対策本部からの情報の伝達、広域避難所での課題等に対処するなど、広域避難所の運営を円滑に進めるため、広域避難所運営委員会会議（以下「運営会議」という。）を開催します。

2 総括的な課題

- ・避難所の開設
- ・避難者の入所
- ・運営組織の設置
- ・避難者（要配慮者）の把握
- ・避難者の健康状態の確認
- ・避難者の救護
- ・避難所外避難者の把握

3 開催頻度

- ・運営会議は、毎朝1回開催し、各班から状況報告と要望を受けます。
- ・特に連絡事項がない場合でも、最低限1日1回は会議を開催し、問題点の有無などを確認します。

4 参加者

会長、副会長、各班長、市職員、教職員、その他必要と認める者

5 市災害対策本部への定時報告

運営委員会は、市災害対策本部が広域避難所の状況を確認できるように、「避難所状況報告書（第__報）（様式4-2）」内容を定時に報告を行います。

7 広域避難所運営委員会の活動（4日目～14日目）

運営委員会は、運営会議の開催、市災害対策本部へ「避難所状況報告書（第__報）（様式4-2）」の内容を定期的に報告するほか、必要に応じて広域避難所改善要望の取りまとめと「物資・食料依頼票（様式5）」を市へ要請を行います。

また、各班の役割分担を整理して、広域避難所の運営を安定させるよう努力します。

総括的課題

- ・避難所運営組織の円滑な運営
- ・避難者の健康管理等

8 広域避難所運営委員会の活動(15日目～[中・長期への対応])

運営委員会は、避難生活の長期化に伴い、避難者の多様化する要望に柔軟に対応するよう努めるとともに、学校の再開や避難者数の減少による撤収も視野に入れ、避難者が減少してきた場合、広域避難所としての施設利用の範囲を縮小するとともに、学校の再開に向けた協議を行います。

総括的課題

- ・避難者の生活自立への支援
- ・避難所の閉鎖
- ・避難者の健康状態
- ・避難所外避難者の把握

[長期化した場合]

- ・安全安心の確保
- ・避難者の体調管理・メンタルケアの徹底
- ・生活衛生環境の改善
- ・避難者の健康管理等
- ・教育スペースの整備

様式 1

避難者カード

世帯ごとに記入

避難所名：

受付簿番号	受付番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>

・太枠の中を記入してください。変更が生じた場合はお申し出ください。

① 避難者情報 「ここに避難した人を」記入してください。		② 住 所 (県外の方は都道府県から記入してください。)	
代表者	ふりがな	性別	自治会名
	1 氏名	男・女	
	(連絡先)	年齢	
体温(°C)	避難先 ()	歳	③ 健康状態 (誰がどんな症状なのか) ケガ・頭痛・せき・のどの痛みなど
ふりがな	性別	自治会名	
2 氏名	男・女		
体温(°C)	避難先 ()		年齢
3 氏名	性別	男・女	④ 家屋の被害状況 (詳しい情報をご記入ください。)
体温(°C)	避難先 ()	年齢	
4 氏名	性別	男・女	
5 氏名	性別	男・女	⑤ ペットの同行避難の有無 □あり ⇒ (種類:) □なし 合計 匹
体温(°C)	避難先 ()	年齢	
6 氏名	性別	男・女	
体温(°C)	避難先 ()	年齢	⑥ 車またはオートバイでの避難の有無 □あり ⇒ 車種: 色: □なし ナンバー:
7 氏名	性別	男・女	
体温(°C)	避難先 ()	年齢	
⑦	住所 :	住所 :	
緊急連絡先 (親族など)	氏名 :	氏名 :	
	連絡先 :	連絡先 : (代表者との続柄:)	
⑧	あなたの家族(世帯)は全員連絡が取れましたか?		
安否情報	□全員連絡がとれた 代表者との続柄と氏名は?		
	□まだ取れていない ⇒ () ()		
	安否の問い合わせに上記の情報を公表してもよろしいですか? はい・いいえ		
特記事項	家族の中に病気・アレルギー等、気にしておいてほしいことがあれば、ご記入ください。		

入所日時	年 月 日 時 分頃	転出先	□自宅 □親族・友人宅
退所日時	年 月 日 時 分		□仮設住宅 □その他
備考	<input type="text"/>		

様式 2

受付名簿

受付簿番号	
-------	--

避難所名

受付番号	受付時間	在住区域	代表者氏名・連絡先	避難人数	うち配慮が必要な方	配慮が必要な内容 (誰に何の配慮が必要か)	体調不良者の有無 (人数)	退所したら ○印
例	〇〇:〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先) ぼうさい たいしん 防災 耐震 〇 9 0 - Δ Δ Δ Δ - 〇 〇 〇 〇	4 名	2 名	・ 息子が動物アレルギー ・ 妻が妊娠 (アレルギー・障害・妊娠等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (1名) <input type="checkbox"/> 無	
1		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
2		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
3		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
4		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
5		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
6		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
7		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
8		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
9		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
10		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
11		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
12		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
13		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
14		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	
15		<input type="checkbox"/> 市内 自治会名 <input type="checkbox"/> 市外	(ふりがな) 氏名 (連絡先)	名	名		<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無	

※ 配慮が必要な方が同伴していれば、その人数及びどのような配慮が必要であるのかを記入してください。

※ 避難者カードを避難所の台帳として使用するため、避難者カードの「整理番号」を右端の太枠欄に記入し管理してください。

様式 3

広域避難所の施設利用上のルール（案）

- 1 この避難所は、災害時における避難者の生活の場となる避難施設です。
- 2 避難所の円滑な運営を行うため、広域避難所運営委員会（以下「運営委員会」といいます。）を設置しますので、その指示に必ず従い、運営にご協力ください。
- 3 広域避難所は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活ができるまでを目処として設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 4 避難者を収容する場所は、屋内運動場、〇〇とします。運営委員会が指定する危険箇所には、避難できません。
- 5 食料、物資は、原則として全員に配給できるまで配給しません。
 - (1) 食料、生活物資は避難者の班ごとに配給します。
 - (2) 特別な事情の場合は、運営委員会で協議の上、配給します。
 - (3) 配給は、避難者以外の被災された食料、物資が不足する地域の方々にも行います。
- 6 消灯は、夜（ ）時です。
 - (1) 廊下は点灯したままとし、体育館などは消灯します。
 - (2) 職員室、事務室など管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 7 放送は、原則として、夜（ ）時で終了します。
- 8 施設の電話は、原則として受信のみとし、呼び出しは午前（ ）時から、夜（ ）時まで行います。
 - (1) 電話の呼び出しは、放送及び掲示板により行い、伝言します。
 - (2) 建物内の公衆電話は、緊急用とします。
- 9 トイレの清掃は、朝（ ）時、午後（ ）時、午後（ ）時に、避難者が交替で行います。
 - (1) 清掃時間は、放送で知らせます。
 - (2) 使用可能な水洗トイレは、使用后バケツの水で流してください。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所及び時間以外では禁止します。
なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 11 犬、猫などの動物類を室内に入れることは原則禁止します。（ほじょ犬は除く。）
ペットを連れてきた避難者は、運営委員会に申し出てください。
- 12 避難者は、各部の役割分担など、自主的に避難所運営に参加してください。
- 13 障がい者、高齢者、乳幼児等要配慮者で、特別な支援が必要な場合は運営委員会に届け出てください。
- 14 その他、避難生活上困ったことがあった場合は、運営委員会に申し出てください。

[参考] ルールの掲示例 (イメージ)

(「避難所運営マニュアル基本モデル」(三重県)より引用)

避難所生活のルール

生活時間などのこと

- 起床は朝6時、消灯は夜9時
- 朝の食糧の配給は7時から
- 夜8時に点呼
-
-

衛生管理

- 手洗い、うがいを徹底しましょう。
- 残飯やごみは分別して所定の場所に廃棄してください。
- 配給や配食は食べられる分だけもらうようにしましょう。
- 残り物は捨てましょう。
-

避難所の施設のこと

- 「立入禁止」場所に入らない。
- トイレは決められた場所を利用してください。
- 靴はポリ袋に入れて運びましょう。
-
-

運 営

- 掃除当番表
- 自主的に避難所運営に参加しましょう。
-
-

避難所生活において避難者の方に守ってほしいルールについては、必要事項を話し合いし決定します。

必要事項を記入し、情報掲示板に掲示、放送などで周知します。

※ 掲示する際は、重要ポイントを赤字や太字にする、アンダーラインを引くなど工夫してください。

様式 4

広域避難所状況報告書（開設時）

避難所名		開設日時	年 月 日 時 分
発信者			
災害対策本部受信者名			
報告日	月 日	時 分	
送信手段	FAX ・ MCA無線機 ・ 防災行政無線 ・ 電話 ・ 伝令 その他（ ）		
送信元番号			
避難者数	約		人
世帯数	約		世帯
人的被害	負傷者（ ）人	うち重傷者（ ）人	
避難所の安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険		
周辺状況	人命救助	不要 ・ 必要（約 ）人 ・ 不明	
	火災	なし ・ 延焼中（約 ）件 ・ 大火の危険	
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通	
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片側通行 ・ 通行不可	
	建物崩壊	ほとんどなし ・ あり（約 ）棟 ・ 不明	
避難者数の増減の見込み	増加 ・ 減少 ・ 変化なし		
緊急を要する事項（必要物品、流言飛語の状況等について具体的に箇条書きすること。）			
市参集職員			
学校教職員			

様式 4 - 2

避難所状況報告書 (第 報)

避難所名			
送信者名		本部受信者名	
報告日時	月 日	午前・午後	時 分
避難者数	現在数 人	前日数 人	差引増減 人
人的被害	負傷者 (人) うち重傷者 (人)		
避難所の安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険		
周辺 状 況	人命救助	不要 ・ 必要 (約 人) ・ 不明	
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通	
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片側通行 ・ 通行不可	
	建物崩壊	ほとんどなし ・ あり (約 棟) ・ 不明	
避難者数の増減の見込み	増加 ・ 減少 ・ 変化なし		
緊急を要する事項 (具体的に箇条書き)			
市参集職員			
学校教職員			

様式 5

物資・食料依頼票
(依頼するものに○印をつけること)

1 発信時刻 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

2 避難所名 _____

3 発注依頼者 _____

4 依頼内容

(1) 物資

	品 名	サイズなど	数量
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※数量はキリのいい数で注文してください。

※性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。

(2) 食料

ア 避難者用 _____ 食

イ 在宅被災者用 _____ 食 合計 _____ 食

様式 6

NO. _____

物資管理簿

避難所名

商 品 名		避難所名					
年月日	受入先	出し先	受	出	残	記入者	備考

様式 7

受付時 健康状態チェックリスト

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルス感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状がありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ（発疹）がでていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ

令和2年6月16日内閣府公表「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（第1版）」より引用

避難所等安全確認チェックシート(避難所外部編) 屋内運動場用(鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造) 小田原市 (A)

施設名: _____ 調査日: _____ 年 月 日 () 調査時間: _____ 時 分 ~ _____ 時 分

次の各項目について建物の崩壊や周辺落下物などの危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェックを入れてください。「ある」の場合は → 以降の対応を行なってください。

①建物全体

建物の一部または全部に崩壊がみられる

ない 建物が一見してわかるほど傾いている

ある → **建物の使用中止**

⑤外壁(上部)・屋根

ない 壁・屋根材のひび割れ、剥離等の異常が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

⑥窓・ガラス

ない ガラスのひび割れ、破損等が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

このシートは応急危険度判定を行う前に避難所を開設するに当たっての簡易チェックシートです



③建物入口、渡り廊下など主要通路

著しいひび割れや段差が発生している

注意喚起 程度に応じて **周辺立入禁止**

②柱・外壁

ない 部材の著しい割れがみられる。部材の著しい変形がみられる

ある → **建物の使用中止**

④建物周辺

地割れや地盤沈下が見られる

あり → **周辺立入禁止**

地すべり・がけ崩れの恐れがある

あり → **周辺立入禁止** 建物に影響する恐れがあれば **建物の使用中止**

◆避難所に危険等問題がある場合の連絡先

・防災部防災対策課 電話番号 **0465-33-1855**

・MCA無線番号010

◆チェックシート記入に關しての連絡先

・都市部建築指導課 電話番号 **0465-33-1433**

・MCA無線番号100

続いて「内部」の点検を行ってください。

避難所等安全確認チェックシート(避難所内部編) 屋内運動場用(鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造) 小田原市 (B)

次の各項目について落下物等の危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェック。「ある」の場合は → 以降の対応を行なってください。

⑧放送機器

ない 機器の傾き、取付け部に腐食・破損が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

⑦内壁(内装材)

ない 内装材のひび割れ、剥離等の異常が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

⑥照明器具

ない 照明器具に変形・腐食等の異常、器具カバーのずれが見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

⑤天井

ない 天井に破損等の異常、天井の筋がい(水平ブレース)の破断が見られる

ある → **周辺立入禁止**

④体育器具

ない 器具の傾きや取付け金物に腐食・破損、ネリワイヤーの破断が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

③窓・ガラス

ない ガラスのひび割れ、破損等が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

ない 建具に変形・たわみ・ガタつきが見られる

ある → **窓使用禁止**



⑨ピアノ

ない 転倒又は移動がある(ピアノに転倒・移動が見られる)

ある → **周辺立入禁止**

②落下物の有無

天井等の落下がある(内壁、照明器具、天井、体育器具、窓・ガラスの落下が見られる)

あり → 落下物の状況により **立入禁止** 又は **落下物除去**

建物内部からみた柱等の建物被害

①床・柱・壁・梁

ない 鉄筋が割き出しになっている

あり 大きなひび割れ(割け目が2mm以上又は、深いひび割れ)が多数ある

あり 表面のコンクリートが剥がれ落ちて、大きな傾きが見られる

ある → **建物の使用中止**

筋交い(バツ形の斜材)※

ない 部材が曲がっている、折れている

あり 継部のボルトが折れている、外れている

ある → **建物の使用中止**

その他、注意を要する事項

※応急危険度判定士に伝えたい事項があれば記入してください。

※筋交いのチェックは設置されている場合に限る。

避難所等安全確認チェックシート(避難所外部編) 屋内運動場用(鉄骨造) 小田原市(A)

施設名: _____ 調査日: _____年____月____日() 調査時間: _____時____分~ _____時____分

次の各項目について建物の崩壊や周辺落下物などの危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェックを入れてください。「ある」の場合は、以降の対応を行なってください。

①建物全体

ない
建物の一部または全部に崩壊がみられる
建物が一見してわかるほど傾いている

あり
→ 建物の使用中止

⑤外壁(上部)・屋根

ない
壁・屋根材のひび割れ、剥離等の異常が見られる(落下の恐れ)

あり
→ 周辺立入禁止

⑥窓・ガラス

ない
ガラスのひび割れ、破損等が見られる(落下の恐れ)

あり
→ 周辺立入禁止

このシートは応急危険度判定を行う前に避難所を開設するに当たっての簡易チェックシートです

③建物入口、渡り廊下など主要通路

ない
著しいひび割れや段差が発生している

あり
注意喚起、程度に応じて周辺立入禁止

④建物周辺

ない
地割れや地盤沈下がみられる

あり
→ 周辺立入禁止

②柱・外壁

ない
部材の著しい割れがみられる、部材の著しい変形がみられる

あり
→ 建物の使用中止

続いて「内部」の点検を行ってください。

避難所等安全確認チェックシート(避難所内部編) 屋内運動場用(鉄骨造) 小田原市(B)

次の各項目について落下物等の危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェック。「ある」の場合は、以降の対応を行なってください。

⑧放送機器

ない
機器の傾き、取付け部に腐食・破損が見られる(落下の恐れ)

あり
→ 周辺立入禁止

⑦内壁(内装材)

ない
内装材のひび割れ、剥離等の異常が見られる(落下の恐れ)

あり
→ 周辺立入禁止

⑥照明器具

ない
照明器具に変形・腐食等の異常、器具カバーのはずれが見られる(落下の恐れ)

あり
→ 周辺立入禁止

⑤天井

ない
天井に破損等の異常、天井の筋かい(水平ブレース)の破断が見られる

あり
→ 周辺立入禁止

④体育器具

ない
器具の傾きや取付け金物に腐食・破損、ネリワイヤーの破断が見られる(落下の恐れ)

あり
→ 周辺立入禁止

③窓・ガラス

ない
ガラスのひび割れ、破損等が見られる(落下の恐れ)

あり
→ 周辺立入禁止

⑨ピアノ

ない
転倒又は移動がある(ピアノに転倒、移動が見られる)

あり
→ 周辺立入禁止

②落下物の有無

ない
天井等の落下がある(内壁、照明器具、天井、体育器具、窓・ガラスの落下が見られる)

あり
落下物の状況により立入禁止又は落下物撤去

建物内部からみた柱等の建物被害

①柱・梁・筋交い(パン形の斜材)

ない
・柱や柱を固定する構造上重要な部材が変形、又は破断している
・柱と柱の間の筋かいが破断している
・柱と梁の接合部やボルト、部材等が破壊されている
・柱の標示が著しく剥離されている

あり
→ 建物の使用中止

その他、注意を要する事項
※応急危険度判定士に伝えたい事項があれば記入してください。

避難所等安全確認チェックシート(避難所外部編) 校舎用(鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造) 小田原市 (C)

施設名: _____ 調査日: _____ 年 月 日 () 調査時間: _____ 時 分 ~ _____ 時 分

次の各項目について建物の崩壊や周辺落下物などの危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェックを入れてください。「ある」の場合は → 以降の対応を行なってください。

①建物全体

ない 建物の一部または全部に崩壊がみられる

ある 建物が一見してわかるほど傾いている

ある → **建物の使用中止**

⑤外壁(上部)・屋根

ない 壁・屋根材のひび割れ、剥落等の異常が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

⑥窓・ガラス

ない ガラスのひび割れ、破損等が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

このシートは応急危険度判定を行う前に避難所を開設するに当たっての簡易チェックシートです



③建物入口、渡り廊下など主要通路

ない 著しいひび割れや段差が発生している

ある → **注意喚起、程度に応じて周辺立入禁止**

②柱・外壁

ない 部材の著しい割れがみられる。部材の著しい変形がみられる

ある → **建物の使用中止**

④建物周辺

ない 地割れや地盤沈下が見られる

ある → **周辺立入禁止**

ない 地すべり・がけ崩れの恐れがある

ある → **周辺立入禁止**

ある → **建物に影響する恐れがあれば建物の使用中止**

◆避難所に危険等問題がある場合の連絡先
 ・防災部防災対策課
 電話番号 **0465-33-1855**
 ・MCA無線番号010

◆チェックシート記入に關しての連絡先
 ・都市部建築指導課
 電話番号 **0465-33-1433**
 ・MCA無線番号100

続いて「内部」の点検を行ってください。

避難所等安全確認チェックシート(避難所内部編) 校舎用(鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造) 小田原市 (D)

次の各項目について落下物等の危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェック。「ある」の場合は → 以降の対応を行ってください。

校舎内

⑦照明器具

ない 照明器具に変形・破損等の異常、器具のバーのずれが見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

⑧天井

ない 天井に破損等の異常、ひび割れ、剥離等の異常が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

⑤出入口

ない 建具に変形・たわみ・ガタつき・ゆがみが見られる

ある → **周辺立入禁止**

④階段

ない 防火シャッターに変形・たわみ・ガタつき・ゆがみ・破れ等がみられるか、開きかけていないか

ある → **周辺立入禁止**

③窓・ガラス

ない ガラスのひび割れ、破損等が見られる(落下の恐れ)

ある → **周辺立入禁止**

ない 建具に変形・たわみ・ガタつきが見られる

ある → **意使用禁止**

⑨備品等

ない 落下の恐れがある(筆記・スプレー・椅子など等の異常が見られる)

ある → **周辺立入禁止**

②落下物の有無

ない 天井等の落下がある(内装、照明器具、天井、窓・ガラス、エアコン等の落下が見られる)

ある → **落下物の状態により立入禁止又は落下物除去**

①床・柱・壁・梁

ない 鉄筋が割き出しになっている

ない 大きなひび割れ(割け目2mm以上又は、深いひび割れ)が多数ある

ない 表面のコンクリートが割れ落ちており、大きな継ぎが見られる

ある → **建物の使用中止**

筋交い(バツ形の斜材)※

ない 部材が曲がっている、折れている

ない 端部のボルトが折れている、外れている

ある → **建物の使用中止**

その他、注意を要する事項
 ※応急危険度判定士に伝えたい事項があれば記入してください。

※筋交いのチェックは設置されている場合に限る。

小田原市 (C)

施設名: _____ 調査日: _____ 年 月 日 () 調査時間: _____ 時 分 ~ _____ 時 分

次の各項目について建物の前壁や周辺落下物などの危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェック。「ある」の場合は ▶ 以降の対応を行なってください。

①建物全体

ない 建物の一部または全部に崩壊がみられる

ある ▶ 建物の使用中止

⑤外壁(上部)・屋根

ない 壁・屋根材のひび割れ、剥落等の異常が見られる(落下の恐れ)

ある ▶ 周辺立入禁止

⑥窓・ガラス

ない ガラスのひび割れ、破損等が見られる(落下の恐れ)

ある ▶ 周辺立入禁止

このシートは応急危険度判定を行う前に避難所を開設するに当たっての簡易チェックシートです

◆避難所に危険等問題がある場合の連絡先
 ・防災部防災対策課
 電話番号: **0465-33-1855**
 ・MCA無線番号010

◆チェックシート記入に関しての連絡先
 ・都市部建築指導課
 電話番号: **0465-33-1433**
 ・MCA無線番号100

②柱・外壁

ない 部材の著しい割れがみられる

ある ▶ 建物の使用中止

④建物周辺

ない 地割れや地盤沈下が見られる

ある ▶ 周辺立入禁止

③建物入口、入り廊下など主要通路

ない 著しいひび割れや段差が発生している

ある ▶ 注意喚起
程度に応じて周辺立入禁止

⑦建物周辺

ない 地すべり・がけ崩れの恐れがある

ある ▶ 周辺立入禁止
建物に影響する恐れがあれば建物の使用中止

続いて「内部」の点検を行ってください。

小田原市 (D)

次の各項目について落下物等の危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェック。「ある」の場合は ▶ 以降の対応を行ってください。

⑧照明器具

ない 照明器具に変形・破変等の異常、器具カバーのずれが見られる(落下の恐れ)

ある ▶ 周辺立入禁止

⑦天井

ない 天井に破損等の異常、ひび割れ、剥離等の異常が見られる(落下の恐れ)

ある ▶ 周辺立入禁止

⑥出入口

ない 建具に変形・たわみやたつき・ゆがみが見られる

ある ▶ 周辺立入禁止

⑨内壁(内装材)

ない 内装材のひび割れ、剥離等の異常が見られる(落下の恐れ)

ある ▶ 周辺立入禁止

⑤階段

ない 防火シャッターに変形・たわみやたつき・ゆがみ(落下の恐れ)が見られる

ある ▶ 周辺立入禁止

④窓・ガラス

ない ガラスのひび割れ、破損等が見られる(落下の恐れ)

ある ▶ 周辺立入禁止

⑩備品等

ない 落下の恐れがある異音・スピーカー・テレビ等の異常が見られる

ある ▶ 周辺立入禁止

③落下物の有無

ない 天井等の落下がある(内装・照明器具、天井、窓・ガラス、エアコン等の落下が見られる)

ある ▶ 落下物の除去

◆避難所に危険等問題がある場合の連絡先
 ・防災部防災対策課
 電話番号: **0465-33-1855**
 ・MCA無線番号010

◆チェックシート記入に関しての連絡先
 ・都市部建築指導課
 電話番号: **0465-33-1433**
 ・MCA無線番号100

①柱・梁・筋交い(ハツ形の斜材)

ない 柱や柱を固定する構造上重要な部材が変形、又は破断している

ある ▶ 建物の使用中止

②床

ない 2mm以上の大きなひび割れ、深いひび割れ、沈下が見られる

ある ▶ 建物の使用中止

◆避難所に危険等問題がある場合の連絡先
 ・防災部防災対策課
 電話番号: **0465-33-1855**
 ・MCA無線番号010

◆チェックシート記入に関しての連絡先
 ・都市部建築指導課
 電話番号: **0465-33-1433**
 ・MCA無線番号100

その他、注意を要する事項 ※応急危険度判定士に伝えたい事項があれば記入してください。